

消防用設備等の点検報告について

・消防用設備が設置されている防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）は、消防法第17条の3の3により、機器点検を6カ月に1回以上、総合点検を1年に1回以上を行い、定められた期間ごとに建物を管轄する消防本部などへ消防用設備等点検結果報告書（以下、「報告書」）提出が義務付けられています。

提出書類

1) 消防用設備等点検結果報告書(正本・消防決裁用) ・(副本 業者等控 必要部数)

※ 届出者の記載漏れなどがないように確認をしてください。

※ 正本と副本は、同じ内容が記載されていることを確認してください。

・[点検結果報告書の報告期限一覧\(一般財団法人 日本消防設備安全センター\)](#)

・[点検報告書の様式\(総務省消防庁\)](#)

郵送で提出する場合(当消防本部では、報告書を郵送でも受け付けています。)

1) 副本(受付印を押印した報告書)の返信を希望される場合は返信用封筒が必要となります。

2) 返信用封筒がない場合や必要な料金分の切手が貼付されていない場合は、返信ができませんので、改めて返信用の封筒を郵送していただくか、受付窓口へお越しいただく必要があります。

※ あらかじめ宛名をご記入し、副本の重さや大きさに応じた返信に必要な料金分の切手を貼付してください。(封筒の大きさや重さによって料金が異なりますのでご注意ください。)

3) 副本の返信を希望される場合は、受付後、概ね1～2週間程度で返信します。

留意事項

① 郵送による報告は、持参による報告と比べると、不明な点をその場で確認できないため、受付や返送の手続きに時間を要する場合がありますので、発送は余裕を持って行ってください。

② 郵送方法については任意ですが、消防機関に郵送物が届かない場合、消防機関では責任を負いかねますのでご了承ください。郵送事故等による書類の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法で行っていただくことを推奨します。

③ 点検結果報告書に記載漏れや添付漏れがある場合は、必要な要件を具備するよう求めるとともに、改めて送付するか、直接報告に来るように指導する場合があります。

送付先(お問合せ先)

〒901-0242 沖縄県豊見城市字高安 339 番地1

豊見城市消防本部 予防課 TEL 098-850-3105 fax 098-901-4517